

---

プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 393 回企業会計基準委員会及び第 134 回金融商品専門委員会 会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 393 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 27 日）及び第 134 回金融商品専門委員会（2018 年 9 月 28 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討

### その他の有価証券の時価としての月中平均価額の使用

#### （第 393 回企業会計基準委員会）

2. ディスカッション・ポイントにある 3 点の提案のうち、2 点目の減損判定において月中平均価額を使用することを認めるという点については強く賛成する。一方で、3 点目の減損損失の算定は期末日における時価とする、という点は強く反対する。現行の実務において期末日の時価と月中平均価額の双方が認められている中で、事務局の提案は片方の実務を禁止するということになるが、それ相応の理由付けがないと考えられる。特に IFRS においては株式の減損という考え方も存在しないため、国際的な整合性を取るという意味合いも低いのではないかと考えられる。さらに、現行の日本基準の実務において不都合は生じていないという理解であり、その中で月中平均価額を禁止する意義はないと考えられる。仮に期末の貸借対照表価額と減損損失後の貸借対照表価額をそろえる必要があるのであれば、1 点目の期末の貸借対照表価額も月中平均価額とすべきである。
3. 事務局の提案に対して積極的に賛成というわけではないが、期末の貸借対照表価額を期末日の時価とするという点を重要視するならば、減損損失後の貸借対照表価額も期末日の時価とせざるを得ないと考えられ、事務局の提案は認められると考える。ただし、現時点で月中平均価額の利用者が少ないことを理由にするのではなく、積極的な理由付けがないと全体の納得感が得られないのではないかと考えられる。
4. 現行の日本基準において貸借対照表価額として月中平均価額を許容している理由が、期末日の一時点の価格は変動が大きいためその使用が必ずしもふさわしい訳で

はないということであれば、今後も月中平均価額を利用することを妨げるものではないのではないかと考えられる。

5. 回復可能性を含めた総合判断によって減損が判定されることを前提とすれば、総合判断ということを経済的に説明したうえで減損判定にも期末日の時価を用いてはどうか。ただし、当委員会での議論の収斂によっては、事務局案とすることも許容できると考えられる。
6. 現行の日本基準が、貸借対照表価額及び減損判定に期末日の時価又は月中平均価額の選択を認めていること自体が望ましい状態ではないと考えており、いずれかに一本化するべきである。その観点からは、貸借対照表価額を期末日の時価に一本化しようとする事務局提案は良い方向であると考えられる。
7. 事務局提案のように貸借対照表価額を期末日の時価にそろえるのが望ましいと考える。国際的に整合性が取れる会計基準を開発するという大きな枠組みの中で、減損損失後の貸借対照表価額に月中平均価額を認めることなど細かな基準差が積み上がると、結果として国際的に整合性が取れる会計基準とはいえないという評価を受けてしまうと本末転倒になってしまうのではないかと考えられる。

**(第 134 回金融商品専門委員会)**

8. 外貨建債券に係る為替変動リスクに対するヘッジ会計を適用することを想定した場合に、仮にヘッジ対象である外貨建債券にのみ月中平均を使用すると、ヘッジ対象とヘッジ手段の為替変動差額が見合わず、ヘッジ会計が適切に機能しないのではないかと考えられる。
9. 事務局提案に賛成である。現行の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)においてその他有価証券の評価に月中平均価額の利用を認めた背景は、その保有目的に照らして市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないということだと理解している。したがって、減損判定に月中平均価額を利用することを認めるのであれば、損益のボラティリティがある程度緩和され、金融商品会計基準の趣旨も踏まえられるのではないかと考えられる。この場合、減損判定に利用する価額と期末の貸借対照表価額に利用する価額が異なることになる不整合については、金融商品会計基準の開発にかかる検討が行われるまでは、暫定的に認めるということが良いのではないかと考えられる。
10. その他有価証券の保有目的に鑑みれば、減損判定に月中平均価額を用いるという点は認められるべきであると考えられ、この点に関しては事務局案に賛成である。一方で、業界内では減損損失後の貸借対照表価額についても月中平均価額を用いた方がよいという声が強い。この点、期末日の時価との差額の処理をどのように会計処

理するかという問題も勘案し、それらを比較考量して決めていくことになるのではないかと考える。

11. 回復可能性の判断には、月中平均価額を用いることが可能かもしれないが、「時価」が著しく下落したかどうか判断をする基準には期末日の時価を用いるべきであると考えられる。
12. 貸借対照表価額は出口価格として期末日の時価のみとするという点については賛成である。一方で、減損判定における月中平均価額の利用は、あくまでも合理的な基準として認められる一例であって、場合によってはもう少し長い期間の平均価格を利用すること等も考えられるのではないか。
13. 必要性は感じられないものの、これまでの検討の経緯を踏まえると、減損判定に月中平均価額を利用するという事務局の提案も 1 つの考え方としてはあり得ると考える。貸借対照表価額を期末日の時価とする以上、減損後の貸借対照表価額も期末日の時価とするべきとする事務局の提案に賛成する。

### 第三者から入手した価格を利用する際の評価

#### (第 393 回企業会計基準委員会)

14. ブローカー価格の利用に対する要求事項を厳格化することに強く反対である。ブローカー価格を利用することは企業の業務の効率化やコスト低減という観点で役立っていると考えている。このような企業努力を禁止するような基準の改訂は改悪と言わざるを得ず、国際的な整合性を取るとしたとしても取り込むべきではないと考えられる。

また、例示として挙げられているブローカー価格に対する確認実施項目については次の通り考えられる。

- 第 26 項の(1)の当該第三者より、時価の算定に用いた評価技法とインプットの内容を入手する、という点は直ちに実施可能かどうかは不明である。
- 第 26 項の(2)の「算定日の市場の状況を表したものであるか」については、特に観察可能でないインプットについて詳細の検討は困難である。
- (3)で評価技法が適切なものであるか検討するという点について、ブローカー価格を利用した場合にだけ評価技法の適切性の説明を求めるとするのは整合性が取れないのではないか。
- (4)の複数の第三者からの価格の入手及び(5)のバックテストの実施につい

ては、ブローカー価格を利用する金融商品は市場流動性がないものが多く実施が困難である。また、当該ブローカー価格が不適切ではないことは疎明できたとしても、積極的に適切であると疎明することはできないのではないかと。

仮にこのような規定を会計基準に取り入れるのであれば、対象となる金融商品を売却することも検討しなければならず、相応の移行期間が必要となる。

一般事業会社においてもブローカー価格の利用によるリスクは同様であるため、ブローカー価格の取扱いについて、金融機関と一般事業会社を会計基準上でルールとして分けるということについて反対である。金融機関は監督当局による検査等で体制が整備されていることが記載されているが、むしろ監督当局から規制等を受けていない一般事業会社の方が、よりリスクがあると考えられるのではないかと。

15. 例示として挙げられているブローカー価格に対する確認実施項目については、このような確認を自ら実施できない場合にブローカー価格を利用していると考えられるため、ブローカー価格の利用者にこのような確認項目を求めても実効性がないのではないかと考えられる。
16. 確認実施項目のうち、特に第 26 項の(4)及び(5)は難しいのではないかと。特に、第 26 項の(4)についてはブローカーとの取引関係が薄い場合に、参照価格を入手する目的だけでブローカーから価格を提示してもらうのは困難であると考えられる。

### (第 134 回金融商品専門委員会)

17. IFRS や米国会計基準の実務が少ないため、業界全体としてこのようなブローカー価格に対する追加の検証を要求されることに不安を感じている。今回示していただいたようなブローカー価格に対して実施すべき検証項目の例示は、1つの目線を提供するという点では有用だが、これをすべて実施しなければならないといったニュアンスにならないように、会計基準等に記載する際には配慮いただきたい。

一般事業会社に配慮するという点自体は同意する。ただし、金融機関との差は明確にできるものではなく、実務上、重要性の判断の中で取扱うべきであり、会計基準に明示的に記載するべきものではなく、記載するとしても結論の背景等に考え方を示すことが考えられる。

18. 日本証券業協会では過去に時価情報提供基準を定めたものの、近年では時価情報の透明性が要求されるようになり、当社では当該基準を超えた詳細な情報を提供している。ブローカーからは以前と比較して様々な情報が提供されるようになってきており、取引当事者であるブローカーであれば、評価技法やインプットに関する情報は顧客に提供可能であると考えられる。ただし、仕組債などをホールセルの証券

会社から仕入れて顧客に販売しているリテールの証券会社は自社ではそのような情報を把握しておらず仕入元に照会する必要があるなど、すべてのブローカーが同様の情報を提供できるという状態ではない。

会計基準では、もともとブローカー価格を利用する場合であっても、その利用責任は企業にあるとされている。今回の新しい会計基準により、ブローカー価格に関する規定が厳格化されることによって、ブローカーから必要な情報が提供され、企業側の利用責任が実効性のあるものに成熟していくものと考えられる。

また、一般事業会社の中には時価を自ら算定している企業もあると考えられることから、一般事業会社と金融機関を分けて一般事業会社に対して別途の規定を設けるのではなく、時価情報の算定を日々行っていない企業に対して別途の規定を当面の間は認めるということにはどうかと考えられる。

19. 一般事業会社に対して別途の取扱いを定める必要はないと考えており、レベル3の金融商品に関しては別途の取扱いを定めないという点には賛成である。またブローカー価格に対する検証方法の例示は有用であると考えられる。一方、一般事業会社に関するレベル2の金融商品に関しては、金利スワップや為替予約に関してはIFRS第13号で求められている程度の検証は、作成者の実務として通常実施しているという理解である。I
20. 時価情報の提供側の立場から申し上げると、IFRS 任意適用企業と思われる先から、提供価格について照会を受けることがある。仮に日本基準にブローカー価格の検証についての要求事項を導入した場合には、より多くの企業から照会が来ることが想定されるため、要求事項を適用する対象をある程度絞ることが実務運用上は望ましいと考えている。

また、一般事業会社のレベル2の金融商品については当該要求事項を求めないとした場合に、例えば例示で挙げられている金利スワップについても長期のものについてはレベル3の金融商品にもなり得るため、慎重に記載する必要があると考えられる。

21. 事務局の提案に賛成であり、ある程度一般事業会社は取扱いを変えたほうがよいと考えている。比較的余力のあるIFRS 任意適用企業でさえも、ブローカー価格に対する検証には苦労している中で、上場会社のすべてを対象とした場合には、対応に困難を極める企業が多く出てきてしまうことが懸念される。そのうえで、提示されているブローカー価格の検証例に関しては、特に複数の第三者からの価格の入手やバックテストなどはかなり難しいのではないかと考えられる。
22. 金融機関と一般事業会社を分ける方法は1つの方法であると考えられる。運用上の

基準が何も示さず一般的な重要性に判断に委ねると、概して現場では実施しなければならぬという判断をせざるを得ないことになりかねない。また、レベル2とレベル3の金融商品で対応を変えるということに実行可能性があるかどうかは慎重に判断する必要があると考えられる。

23. 金融機関と一般事業会社は分けるべきではないと考えている。会計基準で記載すべきものではなく、実務の中で判断されていくべきものとする。また、ブローカー価格に対する検証項目の例示にあるバックテストの説明については「検証」であると考えるため、表現を見直すべきである。

## 金融商品の時価に関する開示の適用対象企業の検討

### (第393回企業会計基準委員会)

27. 一般事業会社にレベル2のインプットや評価技法の説明の開示を求めても大きなベネフィットはないと考えられるとしている点に違和感があり、一般事業会社にも当該開示は必要であると考えられる。IFRS第13号が本開示項目を要求しているということは、ベネフィットがあるため要求しているのではないか。また、一般事業会社が保有するレベル2の金融商品は、金利スワップや為替予約など単純なデリバティブに限られない。さらに、コストに関する分析が欠けており、コストが大きいのであれば、開示を要求することが適当ではないか。また、金融機関を想定したとされる定義を満たさないとレベル1及びレベル2の金融商品について時価に関する開示を行う重要性がないということは説得的ではない。特に、総資産の大部分を金融資産が占めるという条件を満たすだけで開示の重要性はあると思われる。
28. 事務局の提案は、金融商品の重要性が乏しい企業に対して負荷を軽減することを意図するものと理解している。しかしながら、提案されている内容では大きな負荷の軽減に繋がらないのではないかと疑問を持っており、そうであれば、特別な規定は不要ではないか。また、金融機関を想定したとされる定義には「大部分」との文言があり、これは8~9割以上を指すと思われる。例えば5割程度では定義に該当しないことになるが、その場合にレベル3以外の金融商品について開示が不要であるというのは説得的ではないと思われる。むしろ、例えば現預金を除く金融商品の重要性が乏しい場合には開示が不要であると定めた方がよいのではないか。
29. 適用対象企業を入口で金融機関と一般事業会社に区分することに賛成する。一般的な重要性により開示の要否の判断を企業に求める場合には、企業に重要性を判断するコストがかかるほか、過去の事例からも、企業は結果的に開示することとなり、

有用性に乏しい開示が積み重なるということになりかねない。事務局の提案には金融子会社もカバーされているほか、一般事業会社にもレベル3に関しては開示を要求されていることから、本当に重要な情報は開示されるのではないか。

30. 一般事業会社において金融子会社で保有している金融商品についてはレベル3以外の金融商品についても開示が求められるが、金融子会社以外でレベル3以外の金融商品が存在する可能性がある中で、金融子会社以外にはレベル3以外の金融商品についての開示が求められない点に違和感がある。

**(第134回金融商品専門委員会)**

31. 現行の金融商品の時価開示が一般事業法人も対象としていること、また一般事業法人の中でも様々な金融商品を持っている可能性があること及び金融機関でも商業銀行やリテール証券会社の一部では限られた金融商品しか保有していないことを踏まえると、金融機関であるか否かで開示の要否を分ける必要はないと考えられる。
32. 国際的な整合性が図られないこととなるため、金融機関と一般事業会社との区別を設けることについて反対する。一般事業会社にレベル別の残高および評価技法とインプットの開示を求めることのベネフィットの分析がなされているが、会計基準の国際的な整合性が図られることのベネフィットが考慮されていない。また子会社が金融機関に該当するかどうかの判定が每期求められることにもコストがかかることが想定される。これらの点を踏まえるとコストベネフィットの観点からベネフィットの方が大きいと考えられる。
33. 金融機関と一般事業会社の区別を設けることに賛成する。大多数の会社は為替予約や金利を固定化する金利スワップを保有している程度であるため、全体として負担を軽減することができる。
34. レベル3の観察できないインプットを代替的な仮定に変更した場合の影響の開示を求めることの分析について、時価が著しく変化しない場合には必ずしも開示が必要ではないことを理由としているが、その判断を求めることに関するコストが発生することを考慮した分析を行うべきである。
35. 国際的な整合性の観点から金融機関と一般事業会社を区別することに反対する。レベル1と2の開示に関しては当初導入時のコストはかかるものの、翌期以降は大きなコストはかからないと考えられる。また、一般事業会社について、一部の開示項目のみを開示とする提案なのか、原則すべての開示が必要だが省略することもできるという提案なのか明確化すべきである。
36. 一般事業会社について何らかのかたちで区分を設けることに賛成する。1つの案と

して、適用指針の本文では特に定めを設けずに、設例の中で一般事業会社が一部の開示を省略できることを示すという方法が考えられる。

## 時価の定義及びガイダンスに関する会計基準の文案の検討

### (第 393 回企業会計基準委員会)

37. 結論の背景の中の経緯の部分もしくは公表にあたっての中に、IASB の IFRS 第 13 号の適用後レビューの検討状況を記載すべきと考える。適用後レビューでは IFRS 第 13 号は全体としてはうまくいっているものの、レベル 3 の開示の一部に関しては有用性が乏しいとの意見があったと認識している。今後の基準改正に関して現時点では決まっていないことも含めて記載すべきではないか。
38. 本会計基準の範囲について、賃貸等不動産を対象外とする一方でトレーディング目的で保有する棚卸資産は対象に含めることとしているが、これらの結論が異なった理由について、本会計基準の適用対象とする必要性の観点から十分に記載されていない。また、仮想通貨に関しては開示を対象外とした理由を記載すべきではないか。

### (第 134 回金融商品専門委員会)

39. 本文の第 10 項において、評価技法を変更した場合には会計上の見積もりの変更になる旨の記載があるが、IFRS 第 13 号では会計上の見積もりの変更に関する注記は不要と規定されていたと認識している。会計上の見積もりの変更に関する注記が必要となれば、変更による影響額についても記載する必要がある。IFRS 第 13 号と合わせるのであれば注記は不要との記載を加えることはどうか。
40. 本文の第 12 項で時価をレベル 1 から 3 に区分することが記載されているが、時価のレベル区分を行った後に何をすべきかは、本会計基準や適用指針には記載されておらず開示で必要となるものであるため、これは、開示事項の詳細を定める企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に記載すべき内容ではないか。
41. 結論の背景の第 21 項で、開発にあたっての基本的方針として IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れたとの記載があるが、米国会計基準を参考としていないことの理由が記載されていない。また実務に配慮すべき項目については、IFRS 第 13 号と異なる内容になるため、1 つ下のパラグラフ (IFRS 第 13 号と同じ内容であることの説明) よりも後に記載したほうがよいのではないか。

42. 結論の背景の第 22 項で、IFRS では公正価値の測定が求められる項目のうち一部の項目を除いてすべて IFRS 第 13 号が適用される旨の記載があるが、公正価値の測定から除かれる一部の項目とは何を想定しているか不明である。

## 時価の定義及びガイダンスに関する適用指針の文案の検討

### (第 134 回金融商品専門委員会)

43. 適用指針の第 48 項について、第三者から入手した相場価格が、当該第三者と取引可能な価格である場合は、時価の算定にあたって考慮する程度を高くするとの記載がある。これについて相対でのデリバティブ取引を想定した場合に、取引相手のブローカーにとってデリバティブがイン・ザ・マネーでありブローカー自身が買い取るケースでは、既に取り引が終了することが分かっているためブローカーはデリバティブを企業の信用リスク相当分を考慮しない価格を提示し買い取る可能性がある一方、それ以外の第三者から価格を入手した場合、企業の信用リスク相当分が考慮されることにより異なる価格になることが想定される。そのため当該第三者と取引可能な価格を時価の算定にあたって考慮する程度を高くするとの記載には違和感がある。

## 時価のレベルに関する説明

### (第 134 回金融商品専門委員会)

44. 本説明は非常に良くまとまっているものであり、基準自体に組み込むことを検討すべきである。

以 上